

令和2年11月25日（水）

令和2年第12回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和2年第12回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、5番：玉元正助委員、6番：砂川佳弘委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に
説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は17件でございます。
受付番号1番から17番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から17番は、別紙参考資料1ページから17ページの調査書のと
おり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、大浦木工所（集落）の西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は、狩俣の間那津集落の南側種苗センター近くに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、上野中学校の東側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古空港の西横・トラック組合から西側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有して観葉植物等を栽培するということです。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、城辺・仲原公民館の西側200㎡仲原地区土地改良区に位置し、譲受人は新規就農でサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、下南公民館の北側400㎡下北土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は西原地区のクリーンセンター北側1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号8番と9番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、西城幼稚園南側400㎡の西々の旧製糖工場の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

受付番号9番の説明をいたします。場所は、吉田公民館の東側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、城辺・上区団地の右側200㎡に位置し、譲受人は新規就農でサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、吉野集落のオーシャンリゾート正門入口の西側の土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、友利集落の北側500㍍（ティダファーム多良間）の近くに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、砂川小学校から北側800㍍の上区集落入口に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長： 次に受付番号14番から16番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号14番と15番は隣接している土地ですので併せて説明いたします。
場所は、宮古製糖伊良部工場から北側1kmの基盤整備地区ですが、2・3年放棄されていて、譲受人が開墾してサトウキビ栽培を行うということです。
受付番号16番の説明をいたします。場所は伊良部の大栄生コンから200㍍に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

伊良部事務局：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、JA伊良部支店の北側200㍍に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から17番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号18番から20番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号18番から20番は、別紙参考資料18ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号18番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、川満団地から平良方向に向け500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有して無農薬栽培でイモ作とすることです。

議長： 次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに補足説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は、久松中学校から北西500㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 20 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 16 番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号 20 番の説明をいたします。この件は 7 月総会で賃貸借された案件で、今回、法人として賃貸借に切替して、譲受人は機械等も所有してカボチャ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号 18 番から 20 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）は 18 件でございます。受付番号 21 番から 38 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号 21 番から 38 番は、別紙参考資料 21 ページから 38 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号21番から38番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、15件でございます。受付番号1番から15番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から下地方向1・5 Km 嘉手苅コミュニティーセンター隣に位置し、譲受人は機械等は兄弟から借りてサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、友利集落から福里集落向け（ティダファーム多良間）の隣に位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ収穫後にサトウキビ栽培を行うということです。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所はカントリーパークの西側500メートルに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番から15番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号4番から15番の説明に関しては、参考資料等を参照して下さい。
農政課・沖縄県農地中間管理局の担当職員による、上区西地区圃場整備事業に関する共有者不明農地に関する土地整備事業についての説明を行い、農業委員・推進委員の了解を得ました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、与那覇集落の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は城辺の大牧地区・新城海岸近くに位置し、譲受人は機械等も所有しての畜産経営で採草地の管理です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は徳州会病院から松原集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、西東公民館から東側に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ栽培農家です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は、新城公民館の南側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第5議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第6議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取り消しについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画の取り消しは1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取り消しについて」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第7議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

現地調査の報告をいたします。日時は令和2年11月11日(水)に調査委員として、2番・奥濱委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、川満次長、池村主任、仲間さん合計7名で、午前10時から午後3時50分まで現地調査を行い、午後3時50分から4時まで事務局にて調査資料内容調整会議で11月19日の内部審査結果について4条申請4件、5条申請17件の合計21件を調査した結果、特に違反等は見受けられませんでしたことを報告します。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、来間島の宮古田畜産の近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は高千穂集落の金城陶芸の近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、原野・宅地等に囲まれた周辺10Ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、北中学校の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は来間大橋入口に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団10Ha以上規模の農業用施設の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第8議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、17件でございます。受付番号1番から17番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から17番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、奥原ストアーの近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、日進電気の裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、沖縄クボタの西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を事業計画変更を含めて原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、ホシザキ沖縄の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

奥濱委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古厚生園前に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野・宅地等に囲まれた10Ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を事業計画変更を含めて原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上野中学校の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団、おおむね10Ha以上規模の一団農地、集落接続の例外規定農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、西東公民館の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団、10 Ha以上の広がりのある農業用施設の例外規定の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮古島警察署の裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、近接区域から500m以内、かつ周辺農地が10 Ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、西城小学校の前に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団、おおむね10Ha以上規模の一団集落接続の例外規定の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号10番から16番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号10番から16番の説明をいたします。場所は、東小学校の前に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野・宅地等に囲まれた周辺農地10Ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番から16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、中休みファミリーマートの北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団、概ね10Ha以上の一団農地、集落接続の例外規定の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第9議案第8号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。11月6日に城辺地区農地パトロールを行い、場所は、城辺新城集落公民館から北東200mに位置し、敷地一帯に灌木類が生い茂って農地としての利用は困難と確認し非農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。11月12日に下地地区農地パトロールを行い、場所は、川満公民館から北側150mに位置し、雑木林が生い茂り、農地として利用困難と確認し非農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。11月4日に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は、前里添多目的施設の前に位置し、当地は、岩盤が多く農地として利用困難と確認し非農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第10議案第9号「土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意について（城辺西東西地区）」を議題とします。担当課より議案の朗読と説明をお願いいたします。

農地整備課・土地改良連合会の事務局による城辺西東西地区の土地改良事業本換地計画に関する資料の説明を農業委員・推進委員に行いました。

担当課： 以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第9号「土地改良法52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意について（城辺西東西地区）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

議長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

議長： それでは、以上をもちまして、令和2年第12回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会

令和2年11月25日（水）

会 長 芳 山 辰 巳
5 番 委 員 玉 元 正 助
6 番 委 員 砂 川 佳 弘